

資料編

- 1 京都府高齢者サービス総合調整推進会議設置要綱
- 2 京都府高齢者健康福祉計画関係課長等会議設置要綱
- 3 「第10次京都府高齢者健康福祉計画」の主な策定経過
- 4 老人福祉法（抄）
- 5 介護保険法（抄）
- 6 高齢者の居住の安定確保に関する法律（抄）
- 7 用語解説

京都府高齢者サービス総合調整推進会議設置要綱

(趣旨)

- 第1 高齢者に関する福祉・保健・医療等の各種サービスの総合的推進に必要な事項について、京都府、関係行政機関、医療福祉関係団体等が協議等を行うため京都府高齢者サービス総合調整推進会議（以下「サービス調整推進会議」という。）を設置する。

(委員の要件等)

- 第2 サービス調整推進会議の委員は、28人以内とする。
- 委員は、行政関係者、医療福祉関係団体、学識経験者その他知事が適当と認める者とする。
 - 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の役割)

- 第3 サービス調整推進会議の委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。
- 高齢者サービス総合調整推進のための企画及び立案に関すること（老人福祉法に基づく「京都府高齢者健康福祉計画」及び介護保険法に基づく「京都府介護保険事業支援計画」の策定検討に関することを含む。）
 - 市町村等に対する高齢者サービス総合調整推進に必要な指導及び助言に関すること。
 - 福祉、保健、医療等に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
 - その他高齢者サービス総合調整推進に必要な事項に関すること。

(会長)

- 第4 サービス総合調整推進会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 会長は会議の議事を運営する。
 - 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第5 サービス調整推進会議は、知事が招集する。
- 知事は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

- 第6 サービス調整推進会議に部会を置くことができる。
- 部会は部会委員（知事が指名する委員及び学識経験者その他知事が適当と認める者をいう。）で構成する。
 - 部会に部会長を置き、その部会に属する部会委員の互選によりこれを定める。

(その他)

- 第7 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則	この要綱は、昭和63年10月11日から施行する。
附 則	この要綱は、平成2年11月28日から適用する。
附 則	この要綱は、平成5年3月22日から適用する。
附 則	この要綱は、平成7年2月27日から適用する。
附 則	この要綱は、平成7年4月20日から適用する。
附 則	この要綱は、平成16年5月1日から適用する。
附 則	この要綱は、平成17年4月18日から適用する。
附 則	この要綱は、平成20年2月1日から適用する。
附 則	この要綱は、平成20年4月15日から適用する。
附 則	この要綱は、平成21年3月5日から適用する。
附 則	この要綱は、平成25年1月15日から適用する。
附 則	この要綱は、平成26年5月1日から適用する。
附 則	この要綱は、平成26年6月6日から適用する。
附 則	この要綱は、令和2年7月10日から適用する。

京都府高齢者サービス総合調整推進会議委員名簿

氏 名	所 属 団 体 等	役 職
西村 周三	京都先端科学大学 国際学術研究院	教授
空閑 浩人	同志社大学 社会学部社会福祉学科	教授
三上 靖夫	京都府立医科大学大学院 医学研究科リハビリテーション医学	教授
谷口 洋子	一般社団法人京都府医師会	副会長
嶋村 清次	一般社団法人京都府歯科医師会	常務理事
楠本 正明	一般社団法人京都府薬剤師会	副会長
豊田 久美子	公益社団法人京都府看護協会	会長
山下 宣和	公益社団法人京都府介護支援専門員会	会長
荻野 修一	一般社団法人京都府老人福祉施設協議会	会長
矢田 圭吾	一般社団法人京都府介護老人保健施設協会	理事
清水 紘	京都府慢性期医療協会	理事長
東 壽亮	社会福祉法人京都府社会福祉協議会	副会長
久野 成人	一般社団法人京都私立病院協会	副会長
麻田 博之	一般社団法人京都府理学療法士会	会長
齋藤 嘉子	一般社団法人京都府作業療法士会	事務局福利部制度対策委員会委員
小國 由紀	一般社団法人京都府言語聴覚士会	副会長
内山 貴美子	公益財団法人京都SKYセンター	高齢者情報相談センター所長
井手口 温美	一般財団法人京都府老人クラブ連合会	副会長
安井 美佐子	京都府連合婦人会	会長
大西 幹子	日本労働組合総連合会京都府連合会	女性委員会事務局次長
岡野 英一	一般社団法人京都ボランティア協会	事務局長
越野 稔	公益社団法人認知症の人と家族の会京都府支部	副代表
星川 修	京都府市長会	宇治市 健康長寿部長
北 広光	京都府町村会	和束町 福祉課長
三宅 英知	京都府国民健康保険団体連合会	副理事長兼常務理事
渡辺 隆	京都府後期高齢者医療広域連合	副広域連合長 事務局長事務取扱

京都府高齢者健康福祉計画関係課長等会議設置要綱

(目的)

第1条 介護保険法等に基づく京都府高齢者健康福祉計画の策定及び市町村高齢者保健福祉計画の作成指導のため、京都府高齢者健康福祉計画関係課長等会議（以下「関係課長等会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 関係課長等会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 議長は、健康福祉部副部長（地域包括担当）の職にある者をもって充てる。

3 議長に事故あるときは、健康福祉部高齢者支援課長の職にある者が、この事務を代行する。

(会議)

第3条 関係課長等会議は、議長が招集し、主宰する。

(協議事項)

第4条 関係課長等会議は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議し、関係組織間の連絡調整を図る。

- (1) 京都府高齢者健康福祉計画の作成に関する事項
- (2) 市町村高齢者保健福祉計画の作成指導に関する事項
- (3) その他目的達成に必要な事項

(庶務)

第5条 関係課長等会議の庶務は、健康福祉部高齢者支援課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、関係課長等会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則 この要綱は、平成4年9月8日から施行する。

附 則 この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成14年5月2日から施行する。

附 則 この要綱は、平成14年6月6日から施行する。

附 則 この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成17年4月18日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年9月10日から施行する。

附 則 この要綱は、平成23年8月9日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年8月21日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年4月20日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年9月16日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年4月26日から施行する。

別表（第2条関係）

総 務 部	自治振興課長
総合政策環境部	総合政策室長
危機管理部	危機管理総務課長、災害対策課長、消防保安課長
文化生活部	安心・安全まちづくり推進課長、人権啓発推進室参事 消費生活安全センター長、スポーツ振興課長 文化政策室長、文化生活総務課長
健康福祉部	健康福祉部副部長（地域包括担当）、健康福祉総務課長 健康対策課長、リハビリテーション支援センター長 医療課長、地域福祉推進課長、高齢者支援課長、障害者支援課長 医療保険政策課長
商工労働観光部	人材育成課長、雇用推進課長
建設交通部	監理課参事、住宅課長
警察本部	生活安全部生活安全企画課長、交通部交通企画課長

第10次 京都府高齢者健康福祉計画の主な策定経過

年 月 日	内 容
令和5年 9月8日	第1回京都府高齢者サービス総合調整推進会議の開催
10月13日	第2回京都府高齢者サービス総合調整推進会議の開催
11月16日	第3回京都府高齢者サービス総合調整推進会議の開催
12月14日	第10次京都府高齢者健康福祉計画（中間案）の議会報告
12月19日 ゝ	第9次京都府高齢者健康福祉計画（中間案）に対する府民意見提出手続き（パブリックコメント）の実施
令和6年 1月9日	
1月25日	第4回京都府高齢者サービス総合調整推進会議の開催
3月日	第10次京都府高齢者健康福祉計画（最終案）の議会報告
3月31日	第10次京都府高齢者健康福祉計画の決定

老人福祉法（抄）

第三章の二 老人福祉計画

（市町村老人福祉計画）

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。
- 3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たっては、介護保険法第百十七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、市町村が第二項の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。
- 6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 9 市町村は、市町村老人福祉計画（第二項に規定する事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 10 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(都道府県老人福祉計画)

第二十条の九 都道府県は、市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画（以下「都道府県老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県老人福祉計画においては、介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域ごとの当該区域における養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの必要入所定員総数その他老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。

3 都道府県老人福祉計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 老人福祉施設の整備及び老人福祉施設相互間の連携のために講ずる措置に関する事項

二 老人福祉事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項

4 都道府県は、第二項の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を定めるに当たっては、介護保険法第百十八条第二項第一号に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数及び介護保険施設の種類の必要入所定員総数（同法に規定する介護老人福祉施設に係るものに限る。）を勘案しなければならない。

5 都道府県老人福祉計画は、介護保険法第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画と一体のものとして作成されなければならない。

6 都道府県老人福祉計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 都道府県は、都道府県老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(都道府県知事の助言等)

第二十条の十 都道府県知事は、市町村に対し、市町村老人福祉計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる。

2 厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県老人福祉計画の作成の手法その他都道府県老人福祉計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

(援助)

第二十条の十一 国及び地方公共団体は、市町村老人福祉計画又は都道府県老人福祉計画の達成に資する事業を行う者に対し、当該事業の円滑な実施のために必要な援助を与えるように努めなければならない。

介護保険法（抄）

第七章 介護保険事業計画

（基本指針）

第一百六条 厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第三条第一項に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項
 - 二 次条第一項に規定する市町村介護保険事業計画において同条第二項第一号の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村介護保険事業計画及び第一百八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
 - 三 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村介護保険事業計画）

第一百七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
 - 二 各年度における地域支援事業の量の見込み
 - 三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項
 - 四 前号に掲げる事項の目標に関する事項
- 3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
 - 二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策
 - 三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計
 - 四 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項

- 五 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
- 六 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、地域支援事業と高齢者保健事業及び国民健康保険保健事業の一体的な実施に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項
- 4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第百十八条の二第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項 に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 7 市町村は、第二項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。
- 8 市町村は、前項の評価の結果を公表するように努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。
- 9 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 10 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項 に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 11 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 12 市町村は、市町村介護保険事業計画（第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 13 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（都道府県介護保険事業支援計画）

第百十八条 都道府県は、基本指針に即して、三年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県介護保険事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類の必要入所定員総数その他の介護給付等対象サービスの量の見込み
 - 二 都道府県内の市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組への支援に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項
 - 三 前号に掲げる事項の目標に関する事項
- 3 都道府県介護保険事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
 - 二 介護サービス情報の公表に関する事項
 - 三 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項
 - 四 介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
 - 五 介護予防・日常生活支援総合事業及び第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業に関する市町村相互間の連絡調整を行う事業に関する事項
- 4 都道府県介護保険事業支援計画においては、第二項各号に掲げる事項及び前項各号に掲げる事項のほか、第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の混合型特定施設入居者生活介護に係る必要利用定員総数を定めることができる。
- 5 都道府県は、次条第一号の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該分析の結果を勘案して、都道府県介護保険事業支援計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 都道府県介護保険事業支援計画は、老人福祉法第二十条の九第一項 に規定する都道府県老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 7 都道府県は、第二項第二号に規定する施策の実施状況及び同項第三号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、都道府県介護保険事業支援計画の実績に関する評価を行うものとする。
- 8 都道府県は、前項の評価の結果を公表するように努めるとともに、当該結果及び都道府県内の市町村の前条第七項の評価の結果を厚生労働大臣に報告するものとする。
- 9 都道府県介護保険事業支援計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第四条第一項に規定する都道府県計画及び医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 10 都道府県介護保険事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項 に規定する都道府県地域福祉支援計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項に規定する都道府県高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 11 都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(都道府県知事の助言等)

第百十九条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村介護保険事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる。

2 厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県介護保険事業支援計画の作成の手法その他都道府県介護保険事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

(国の援助)

第百二十条 国は、市町村又は都道府県が、市町村介護保険事業計画又は都道府県介護保険事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な情報の提供、助言その他の援助の実施に努めるものとする。

高齢者の居住の安定確保に関する法律（抄）

（都道府県高齢者居住安定確保計画）

第四条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する計画（以下「都道府県高齢者居住安定確保計画」という。）を定めることができる。

2 都道府県高齢者居住安定確保計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内における高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標

二 次に掲げる事項であって、前号の目標を達成するために必要なもの

イ 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項

ロ 高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

ハ 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する事項

ニ 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業その他の高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとして政令で定める事業（以下「高齢者居宅生活支援事業」という。）の用に供する施設の整備の促進に関する事項

ホ 二に掲げるもののほか、高齢者居宅生活支援体制の確保に関する事項

三 計画期間

3 都道府県高齢者居住安定確保計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関し必要な事項を定めるよう努めるものとする。

